

平成28年度岡山県地方独立行政法人評議会（第1回）の議事録

1 日 時 平成28年5月6日（金）13：30～15：00
2 場 所 ピュアリティまきび 2階「千鳥」（岡山市北区下石井2-6-41）
3 出席委員 末長委員長、清水委員、小田委員、小池専門委員、高木専門委員
4 議 事

- (1) 公立大学法人岡山県立大学 平成28年度 年度計画について
- (2) 公立大学法人岡山県立大学 役員に対する報酬の支給基準の変更について

【要旨】

4 議 事

- (1) 公立大学法人岡山県立大学 平成28年度 年度計画について
 - ・公立大学法人岡山県立大学より説明

委員発言要旨	大学・事務局発言要旨
クオーター制度を導入するということだが、これは他の大学で既に導入しているのか。クオーター制度のメリットは、どこにあるのか。	2つのポイントがあると思います。 1つは、本学はグローバル化をうたっていますので、学生が海外に行く機会をつくりたいということです。例えば2年生の第2クオーターにおいて、必須科目を入れないことで、その第2クオーターを留学に使えば2ヶ月位あり、夏休みも加えれば3ヶ月ぐらいになります。つまり、長期の海外研修、海外留学が可能になってきます。 もう一つは、今COC+事業を推進している中で、インターンシップやボランティア活動も長期になればなるほど効果が大きいということです。 このため、クオーター制導入を決定し、29年度から始める予定で準備しています。 岡大は、今年から既に導入しています。 学生が長期のアルバイトができるとか、本来の期待していることと違うことにならないよう留意する必要があります。
公立大学でクオーター制に切り替えているところはあるのか。	公立大学でも増えてきている状況です。本学は、クオーター制への着手は後発ではないと思いますが、先陣を切っているとは言い難いと思います。国公立でも積極的に導入している状況です。
クオーター制に伴い、単位数の変更等はあるのか。	総単位数の変更は予定していません。現状の単位数で計画を進めています。 ただ、実施するに当たって学部の特性があり、例えば保健福祉学部は実習があり、いきなり全てというわけにはいかないため、過渡的な時期が必要と考えています。
単位認定もクオーターごとにするのか。試験も年2回が年4回に増えるのか。	本学の学則で、夏季休業などの長期の休業期間が決まっており、そこを大学によってはクオーターを入れるときにかなり削って、例えば今の前期を半分に割って第1クオーター、第2クオーターとし、その間にブランクをつくっているところもあります。本学はそこにブランクをつくらない計

資料に「32年度入試改革を見据え」とあるが、どのような改革になるのか。

意欲的な取組で面白いが、「地域創生推進士」という称号は、県立大独自で認定するのか。他の大学等と連携したり、また、外部からも推進士の認定を受けられるのか。単独の履修科目登録をし、この科目を履修すれば推進士の称号がもらえる等、具体的な内容を聞きたい。

推進士の単位を取得すれば、学生にどういうメリットがあるのか。

地方公務員の試験を受ける学生がこの資格を持っていたら県が優先して採用する等のメリットがあればよいと思う。例えば、現代社会学科で地域研究をし、県北でボランティアをして、それを理論的に計画を立て助成金も受けている学生がいる。そういう学生は、活動を卒論やレポートでまとめたり、また、地方公務員を志望すると思うので、活動が評価されれば、ますます発展していくと思う。カリキュラムを学術的

面です。つまり、通常の長期休業期間をそのままにして進めていく関係上、単純に今のセメスターの期間を半分に割って、単位に関しては現在の前期・後期ごとに、年2回成績の交付を行う考えです。

授業料も同じ扱いになると思います。

現在、文部科学省が検討している所ですが、なかなか結論が出ないので、横目で見ながら合わせていくと思っています。

本学では大学教育開発センターの中にアドミッション・ポリシーという部会があり、今後も入試改革を進めたいと思っています。できるだけ知識だけを問うことは避けることが基本原則ですが、考え方をどう試験するのかという、非常に難しい問題があり、文部科学省でも意見の集約ができない状況です。

「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」の中で、「岡山創生学」という副専攻を設けます。この「岡山創生学」を受けた後に、条件として成績やいろいろなものを満たしたときに、「地域創生推進士」という称号を与えようというものです。県立大学は、COC+事業の代表校ですので、本学として付与しますが、将来的には県内の大学へ広まればと思います。まずは県立大学がモデル校となり、「地域創生推進士」を認定していくことを計画しています。

補足ですが、COC+事業は、今後、大学コンソーシアム岡山が実質的に中心でやっていただけたらと考えています。そういう意味で、岡山「地域創生推進士」も、その中に位置付けていければと期待しています。

学生が地域に出ていろいろなことをやり、地域の人たちと交わり、いろいろな経験をし、その活動が広く世間に認知され、さらに、こういう教育を受けた人はやはり力があるということが認知されることがメリットと考えている。大学でもこの資格を持った人はこういう能力があるということを広報していきたいと思います。

今、企業等が採用のときに、人物を見る傾向にあります。面接等で、地域の中に出で行った経験を語る学生、あるいは地方創生推進士という資格を取ることにより自信を持って自分の経験を語れる学生は、会社から見ればかなり意欲的と判断されると思います。

にも実践的にも検討し、学生に具体的にメリットのある方向性でやってもらいたい。

県立大学が岡山県のために役に立つ学生を育て、例えば県庁に就職が有利にできるというように、連携し岡山県を良くしていくことは、手法として考えられる。どうすれば若者が地元へ定着するのかについて、大学はCOC+事業で独自に取り組んでいるが、県にとっていろいろな施策の中で、いかにいい人材を県にとどめるのかということは重要だと思う。県立大学で人材を育成し、その人材が地元に定着することは、県、大学、本人にとっても良いことだ。

今後、どういう仕組みでやっていくのか、大学側、行政側のそれぞれの考えを聞きたい。

まず、COC+事業の目的、内容を説明させていただきます。

4月25日に真庭市で「地域創生コモンズまにわ」を開所しました。市が大学を持つことはできないが、民間の大学があればという市長の考えを2年ほど前にお聞きしたのが始まりです。COC+事業は、教育改革であるとともに、产学連携、域学連携です。本学は、これまで地域貢献は力を入れてきましたが、さらに戦略的な地域連携活動を進めるための活動が、このCOC+事業にフィットしたと考えています。

取組の根本は教育改革、人材育成です。しっかりと教養教育をし、かつ専門性をつける。さらに人間性を養うために地域の人に育ててもらうことを意識しており、それが地域連携教育です。その活動の中で、本学の研究資源と地域産業の振興、あるいは雇用マッチングシステムを、地域の中小企業と連携して進めることにより、定着が進むと考えています。

本学だけが行うのではなく、岡山県下の大学全體が取り組むようになれば、しっかりと地域に根付いた活動になると思います。

地域創生コモンズを拠点に活動を展開していくことがCOC+事業の本質と思っており、今後、笠岡、総社、備前にもコモンズをつくっていきたいと考えています。さらに岡山県下全体での取組になればと思っています。

行政側からですが、2点あると思います。1つは、このカリキュラムを受講し推進士になったときに、その人が果たしてどれだけの実力を備えているのかというカリキュラムの内容や熟度の点です。資格と言えるだけの、例えば地域開発力がどれだけ身に付いたかがある程度確立しないと評価されないと思われ、今までに立ち上がりのときなので、どういったことを学ばせるとどんな力が付くのかという点を検証いただければと思います。

それから、県立大学の一つの資格であるうちは、なかなか評価してもらえないのではないかと考えます。例えば、岡山県内の全大学が参加して、コンソーシアムが認定する資格になり、岡山県ではこの資格を取れば地域開発力は太鼓判を押すという域になれば、県に限らず企業も含めて、採用の一つの基準になってくるのではないかと思います。

副専攻岡山創生学の中に、地域協働演習として、おかやまボランティア演習等の科目を新たにつくり出しているところです。この単位を取るこ

とにより、社会人基礎力、地域の課題に応えていく力が付いていくと考えています。COC+事業は事業の中で学生を育成する教育開発の事業でもあります。

県立大学が代表校として、岡山大学、岡山理科大学等8大学と一緒に実施しているので、そこで認定していきたいと思いますが、将来的にはコンソーシアム岡山で実施していただければと考えています。

基準等について、ご指導いただけたらと思います。

それだけでは、社会的信用はないので、ある程度の基準は設定すべきだと考えており、今後、事業を実施していく中で検討したい。

やはり何人かが資格を取らないと広まらないが、一方で、資格を与えようとしてはある程度の実力が必要であり、最初は資格を与えたいが、与えるには実力を持ってもらわなければならないということで、認定基準等、運用が難しい。最初は単位を取ればいいという程度になりがちと思うが。

障害者差別解消法の関係だが、県立大で障害のある学生が在学しているのかどうか。

また、合理的配慮に関しては、民間の場合は努力義務で、公立の場合は義務規定になっている。合理的配慮等で県立大でハード・ソフト両面で、取り組むことがあるのか。

「32年度入試改革」について、さらに詳しく聞きたい。

公立大学法人については努力義務となっています。差別解消法が4月1日に施行されるということで、本学では教職員対応要領を定めるとともに相談窓口を開設しました。4月に障害者の方が1名入学することも事前に分かり、手続きマニュアルを作りました。学生本人あるいは保護者から支援要請を受けた場合に、大学がニーズを把握し、支援方法を検討し、対応できるものについては対応することで、ご本人および保護者からご意見を聞きました。

駐車場や、教室、学内の移動や介助等についてのご意見をいただき、学生や各学部・学科の先生の協力を得ながら対応しています。

今後、いろいろな障害をお持ちの方の入学もあると思いますので、具体的に支援要請を受けましたら、そのニーズを把握し、支援内容を検討した上で対応していきたいと考えています。

国が32年度に今の大学入試センター試験を廃止し、思考力等を試す試験に変えていくとしています。例えば英語は4技能ありますが、スピーキングを試験に入れられないか等検討しています。大学入試センター試験の欠点を補い、考える力のある、あるいはコミュニケーション能力のある学生を大学に送り込みたいということです。他にマークシート方式から記述式に変えることも検討されています。

ただ、新聞等の報道では、スピーキングテストでは、どうやって全国何十万人の学生に課していくのか、どう採点するのか等、思考力を試す記述式のテストも、どう採点するのかなど、ハーダルの高い問題がいくつもあり、試験方法が決まっていない状況です。

しかし、既に取り組み自体は始まっています。32年度に、実施できるのか決まっていませんし、技術的にも難しい状況ですが、研究を重ねていく必要があり、大学入試センター主催の研究会へ本学からも参加する予定にしています。

(2) 公立大学法人岡山県立大学 役員に対する報酬の支給基準の変更について

・事務局より説明

委員発言要旨	大学・事務局発言要旨
<p>ただいまの説明のように、県と同じにすることですが、何か意見がありますか。</p> <p>特にないようですが、この通りの改正でよろしいか。 （「よろしい」の声）</p> <p>それでは、公立大学法人岡山県立大学役員に対する報酬の支給基準の変更については、地方独立行政法人法第56条の規定により準用される同法49条第2項の規定に基づく評価委員会の意見は、「特になし」ということでよろしいか。</p> <p>各委員 異議なし。</p>	